

平成30年度 事業報告書

I 理事会及び評議員会開催状況

II 事業報告

【1】公益目的事業

- 1 まちづくりコーディネート事業
- 2 環境共生型まちづくり事業

【2】収益事業等

- 1 駐車場運営事業
- 2 河川敷の環境保全・魅力向上事業

I 理事会及び評議員会開催状況

回 数	開催年月日	場 所	議 案	審議結果
第 37 回 評議員会	H30. 4. 1	評議員会の決議 の省略	1 理事候補者（補欠者）について同意を 求める件	可 決
第 46 回 理 事 会	H30. 4. 1	理事会の決議の 省略	1 理事長 1 名選定の件	可 決
第 47 回 理 事 会	H30. 4. 27	理事会の決議の 省略	1 理事候補者（補欠者）について評議員 の同意を求める件	可 決
第 38 回 評議員会	H30. 5. 9	評議員会の決議 の省略	1 理事候補者（補欠者）について同意を 求める件	可 決
第 48 回 理 事 会	H30. 5. 17	大阪キャッスル ホテル	1 平成 30 年度事業計画の変更の決議 を求める件 2 基本財産の一部の処分（取崩し）の決 議を求める件 3 密集市街地整備支援拡充特定資産の 創設について決議を求める件 4 平成 30 年度収支予算の変更の決議 を求める件 5 処務規程の改正の決議を求める件 6 第 39 回評議員会の開催日時等につ いて決議を求める件	可 決
第 39 回 評議員会	H30. 5. 22	大阪キャッスル ホテル	1 基本財産の一部の処分（取崩し）及び それに伴う定款の変更について決議 を求める件	可 決
第 49 回 理 事 会	H30. 6. 13	大阪キャッスル ホテル	1 平成 29 年度事業報告について承認 を求める件 2 平成 29 年度決算報告について承認 を求める件 3 任期満了に伴う理事候補者の推薦に ついて決議を求める件 4 第 40 回定期評議員会の開催日時等 について決議を求める件	承 認 承 認 可 決 可 決
第 40 回 評議員会	H30. 6. 28	大阪キャッスル ホテル	1 平成 29 年度決算報告について承認 を求める件 2 任期満了に伴う理事の選任について 決議を求める件	承 認 可 決
第 50 回 理 事 会	H30. 6. 28	理事会の決議の 省略	1 理事長 1 名選定及び常務理事 1 名選定 の件	可 決
第 51 回 理 事 会	H30. 7. 26	理事会の決議の 省略	1 理事候補者（補欠者）について評議員 の同意を求める件	可 決
第 41 回 評議員会	H30. 8. 7	理事会の決議の 省略	1 理事候補者（補欠者）について同意を 求める件	可 決

回 数	開催年月日	場 所	議 案	審議結果
第 52 回 理 事 会	H30. 10. 1	理事会の決議の省略	1 平成 30 年度収支予算の変更の決議を求める件	可 決
第 42 回 評議員会	H30. 10. 26	評議員会への報告の省略	1 平成 30 年度収支予算の変更の件	承 認
第 53 回 理 事 会	H30. 12. 28	理事会の決議の省略	1 平成 30 年度収支予算の変更の決議を求める件	可 決
第 43 回 評議員会	H31. 1. 31	評議員会への報告の省略	1 平成 30 年度収支予算の変更の件	承 認
第 54 回 理 事 会	H31. 2. 8	理事会の決議の省略	1 平成 30 年度収支予算の変更の決議を求める件	可 決
第 44 回 評議員会	H31. 2. 27	評議員会への報告の省略	1 平成 30 年度収支予算の変更の件	承 認
第 55 回 理 事 会	H31. 3. 27	大阪キャッスルホテル	1 「駐車場除却工事費用引当特定資産」の計画期間満了に伴う同特定資産の残余資金の取崩しについて決議を求める件 2 平成 30 年度収支予算の変更の決議を求める件 3 「阪南埋立地引渡準備特定資産」の計画期間満了に伴う同特定資産の残余資金の取崩しについて決議を求める件 4 「阪南埋立地引渡準備特定資産」の新たな計画期間による保有について決議を求める件 5 平成 31 年度事業計画の決議を求める件 6 平成 31 年度収支予算の決議を求める件 7 まちづくりコーディネート事業特定資産の積立限度額変更の決議を求める件 8 阪南 2 区施設・設備更新引当特定資産の計画期間及び積立限度額変更の決議を求める件 9 駐車場施設・設備更新引当特定資産の計画期間及び積立限度額変更の決議を求める件 10 就業規則及び処務規程の改正の決議を求める件	可 決
第 45 回 評議員会	H31. 3. 29	評議員会への報告の省略	1 平成 30 年度収支予算の変更の件 2 平成 31 年度事業計画の件 3 平成 31 年度収支予算の件	承 認
第 56 回 理 事 会	H31. 3. 31	理事会の決議の省略	1 理事候補者（補欠者）について同意を求める件	可 決

II 事業報告

大阪府及び市町村の都市・まちづくり行政と連携し、大阪府域における秩序ある良好な市街地の形成に寄与するため、市街地の整備・開発・保全に係るまちづくりを推進するとともに、建設発生土等を活用した環境共生型まちづくり及び公共用地の有効活用による都市環境の改善に係る業務を推進しました。

【1】公益目的事業

1 まちづくりコーディネート事業

(1) 土地区画整理事業等の支援に関する事業

(Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1(1)①、②のとおり)

① 都市整備調査計画事業

幹線道路沿道や既成市街地の計画的なまちづくりとして実施される土地区画整理事業等の都市整備事業について、府・市・町と連携し、調査、計画立案をはじめ、地元組織との合意形成や事業手法の検討など、専門的・技術的な立場から事業化の支援を行いました。

ア 幹線道路沿道のまちづくり

都市計画道路十三高槻線（高槻市前島地区）、新名神高速道沿道（茨木市彩都東部地区）において、沿道まちづくりの事業内容を検討するなど、事業化に向けて地元市やまちづくり組織の支援を行いました。

イ 鉄道駅周辺・既成市街地の再生まちづくり

新たに設置される JR 熊取駅周辺（JR 熊取駅西地区）、大阪モノレール門真南駅周辺（門真南駅周辺地区）において、鉄道駅周辺の特性を活かしたまちづくりの方向性を検討するなど、地元市町やまちづくり組織の支援を行いました。

ウ 規制誘導策によるまちづくり

貝塚市「せんごくの杜」地区において土地利用計画の検討を行いました。

また、松原市河合 6 丁目地区において開発ニーズについて企業アンケートを実施しました。

② 土地区画整理支援事業

土地区画整理事業の実施地区を対象に、換地計画・設計、実施設計、工事積算及び土地区画整理組合の運営、事業全体のマネジメントなど、技術力とノウハウを活かした総合的な支援を行いました。

ア 幹線沿道など新市街地での土地区画整理事業

新名神高速道沿道（高槻市成合地区）、第二京阪道沿道（寝屋川市小路地区、久御山町佐山地区）、阪神高速道路大和川線沿道（松原市天美東地区）、国道 309 号沿道（松原市新堂地区）、国道 170 号沿道（八尾市曙川南地区、服部川郡川地区、河内長野市上原高向地区）などにおいて、土地区画整理組合や業務代行者に技術援助、組合設立支援、換地設計、実施設計、組合運営支援等を実施しました。

イ 鉄道駅周辺など既成市街地での土地区画整理事業

JR 寝屋川公園駅周辺（寝屋川市打上高塚地区）、JR 星田駅北地区、JR 島本駅西地区、近鉄藤井寺駅周辺地区などにおいて、土地区画整理組合や業務代行者に技術援助、組合設立支援、換地設計、実施設計、組合運営支援等を実施しました。

(2) 密集市街地の防災性の向上に向けた老朽建築物の建替え等の支援に関する事業

(密集市街地まちづくり活動支援)

① 密集市街地サポート助成

文化住宅等が密集する市街地において、災害の危険性が高い老朽建築物の除却や不燃性の高い建築物への建替えを促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図るため、老朽建築物等所有者等を対象として、事業化の検討支援や助成を行いました。

(Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1 (2) 1 アのとおり)

ア 建替え等相談支援

老朽建築物等の所有者を対象として、建替え等に際し課題となっている事項について相談対応等の支援を行いました。

- ・申請件数 46 件
- ・支援件数 46 件

イ 建替え検討支援

老朽建築物等の建替えを検討する所有者を対象として、概略の建築計画・採算計画の作成等の支援を行いました。

- ・申請件数 4 件
- ・支援件数 4 件

ウ 地元組織検討支援

老朽建築物等の所有者からなる地元組織が、面的な事業化や規制・誘導方策を検討するために必要な費用を助成する制度の周知に努めました。（実績なし）

エ 建替え不燃化支援

老朽化した文化住宅等を除却し、賃貸住宅に建替える文化住宅等所有者を対象として助成を行いました。

- ・助成件数 3 件

オ 除却促進支援

老朽化した文化住宅等を除却し、除却跡地を空地として一定期間所有する土地所有者を対象として助成を行いました。

- ・助成件数 2 件

カ 広場・緑地整備支援

当面利用される予定のない土地を広場・緑地として整備する自治会等を対象として助成を行いました。

- ・助成件数 1 件

キ 文化住宅等売却支援

文化住宅等を売却する土地所有者を対象として、売却時の諸費用の助成を行いました。

- ・助成件数 4 件

ク 文化住宅等リフォーム支援

文化住宅等をリフォーム（耐震・防火改修）する建物所有者を対象として、防火改修費用を助成する制度の周知に努めました。（実績なし）

ケ 密集市街地まちづくり活動支援

・まちづくり活動支援

密集市街地において、自治会等が安全安心なまちづくりを目指して行う、講習会や勉強会等を行う自治会活動に要する費用の助成を行いました。

- ・助成件数 1 件

・感震ブレーカー設置支援

密集市街地において、自治会等が安全安心なまちづくりを目指して行う、感震ブレーカー設置の自治会活動に要する費用の助成を行いました。

- ・助成件数 1 件 109 戸

② 密集市街地整備支援調査

（Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1 (2) ② ア～ウのとおり）

ア 公共施設跡地整備等支援調査

市が面整備や公共施設跡地整備等の事業化に向け検討している地区の整備構想案の作成等の支援を実施しました。

- ・支援件数 1 件

イ 空き家・空き地等支援調査

密集市街地にある空き家・空き地の実態調査、活用方策の検討を行う支援を実施しました。

- ・支援件数 1 件

ウ 老朽建築物の除却・建替え及び公共施設整備を促進するための支援調査

主要生活道路等の公共施設の整備や、老朽建築物所有者への除却・建替え等の促進に向けて、市の要請に基づき、技術者を派遣するとともに、土地家屋調査士等の有資格者を活用しながら、関係団体の協力も得て、専門家へ依頼し、主要生活道路の整備に関連する測量や補償照合業務を実施しました。

- ・技術者派遣 3 名
- ・専門家派遣 21 件

（3）まちづくりの初動期活動支援事業

地域住民が主体となったまちづくり活動を行う団体に、まちづくりの意識啓発からまちづくり構想等の作成など初動期活動に要する費用の一部を助成しました。

（Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1 (3) ① ②のとおり）

① はじめの一歩助成

地域のまちづくりに向けて自主的な活動を始めている地域団体に、先進地視察、講

習会、勉強会の開催等、まちづくりの意識啓発に繋がる経費を助成しました。

- ・助成件数 4 件

② 初動期活動助成

地域団体によるまちづくり構想の作成などに要する経費を助成しました。

- ・助成件数 6 件

(4) まちづくりアドバイザーの派遣

地域のまちづくり活動団体を対象として、専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し、まちづくり活動の支援を行いました。

- ・派遣件数 1 件（3回）

(5) まちづくりの普及啓発

① 専門家等の登録と活用

センターに登録されたまちづくりアドバイザー、賛助会員を、当センターのホームページで広報し、その活用を図るなど、地域住民等のまちづくり活動を支援しました。

② 情報の発信

- ・センターの業務を広く PR するための機関紙「大阪のまちづくり」23号を発行しました。
- ・まちづくり活動団体やアドバイザー、賛助会員への情報提供としてニュースレターを発行しました。

(6) 市町村職員技術研修事業

（Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1 (6) ① ②のとおり）

① 基礎的技術研修

市町村の主に若い職員を対象に、調査、設計、施工、維持管理などの基礎的な技術研修を実施し、市町村職員の知識及び技術力向上を支援しました。

- ・実施回数 9回
- ・参加人数 延べ 410人

② 橋梁点検等に関する実地研修

センターに道路施設点検等を発注する市町村職員を対象に、施設点検等に関する技術研修を点検作業の進捗に合わせて現地において実施し、道路施設の点検・診断に関する知識・技術力の向上を支援しました。

- ・実施回数 6回
- ・参加人数 延べ 72人

(7) 市町村道路施設点検等支援事業

センターと大阪府が市町村と締結した「市町村道施設の維持管理業務の支援に関する基本協定書」にもとづき、センターが18の市町村の道路施設の点検業務等を一括発注するなど、市町村を技術的、人的に支援しました。

（Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1 (7) のとおり）

- ・施設点検等支援 18市町村
- ・長寿命化修繕計画策定支援 4市町

2 環境共生型まちづくり事業

大阪府港湾局とセンターが共同で取り組んでいる岸和田市沖合の阪南港阪南2区整備事業において、建設発生土等を有効利用した埋立造成業務を進めるとともに、環境に優しい魅力あるまちづくりに資するための調査、検討会等を実施しました。

(1) 埋立造成業務

① 建設発生土等の受入状況

本年度の建設発生土等の搬入量は、次のとおりです。

区分	平成30年度	平成29年度	増減(%)
建設発生土(トン)	365,256.3	412,100.9	△46,844.6(△11.4)
浚渫土砂(m ³)	13,639.0	30,624.0	△16,985.0(△55.5)

② 建設発生土等受入契約業務

府内の公共工事に係る建設発生土592件及び浚渫土砂4件について受入契約を締結し、建設発生土は搬入車両51,192台、浚渫土砂は搬入船24隻を受け入れました。建設発生土については工事内容に応じて、浚渫土砂についてはすべての工事について化学的性状に関する分析を求め分析結果をチェックすることにより、受入基準に適合した建設発生土及び浚渫土砂を受け入れました。

なお、建設発生土については、搬入の申し込みから搬入後の料金精算までを一元的に行う建設発生土受入システムにより、搬入料金の徴収及び搬入車両や搬入残高の管理事務を効率的に実施しました。

③ 検収業務

建設発生土の受け入れに際して、搬入車カード及び管理票(マニフェスト)の照合、搬入土重量の計量を行うとともに、目視検査及び展開検査を行い、受入基準に適合した建設発生土を受け入れました。なお、過積載車両については、注意書の発行、電話指導等の対策を実施しました。

また、浚渫土砂の受け入れについては、受入時に警戒船を配置することにより土運船からの投入作業の安全を確保するとともに、浚渫終了後に工事場所での深浅測量により搬入土量を確認しました。

④ 環境保全業務

受入基地における散水等の粉じん対策、護岸開口部における汚濁防止膜の管理等、環境保全対策を実施するとともに、搬入車両の走行や埋立工事が周辺環境に及ぼす影響を把握するため、沿道環境調査(騒音・振動、交通量等)や海域環境調査(水質・底質、水生生物等)を行いました。

(2) まちづくり業務

阪南2区のまちづくりを進めるため、大阪府港湾局、岸和田市、センターによる「ちきりアイランドまちづくり会」において、人工干潟周辺の生物調査を実施しました。

また、海域生物の生息環境に配慮した緑地護岸の築造手法の検討を行いました。

【2】収益事業等

1 駐車場運営事業

高架道路下や河川敷等の公共空地を有効活用した駐車場の管理運営を通じ、違法駐車の防止と地域住民等の自動車保管場所の確保を図ることにより、快適な都市環境の確保に努めました。

(1) 道路、河川等の公共用地を活用した駐車場の運営

本年度は、時間制駐車場 7 カ所、月極駐車場 27 カ所で運営業務を行いました。

(Ⅲ別表 事業実績明細表【2】1のとおり)

区分	収容台数(台)	備考
時間制駐車場事業 (7 カ所)	507	
月極駐車場事業 (27 カ所)	1,720	

(2) 主な駐車場の改良等

本年度は、駐車場の無人化への改築工事や監視カメラの設置工事等を実施しました。

駐車場名	所在地	土地の状況 路線名	区分	内 容	備考
中之島	大阪市北区	土佐堀川右岸	時間制	改築工事(舗装及び管理棟撤去等)	無人化
				監視カメラ設置	5 台
砂子谷	吹田市桃山台	国道423号	月 極	車両出口の増設	
中野	大阪市都島区	寝屋川両岸	時間制 月 極	区画線の一部書替	

2 河川敷の環境保全・魅力向上事業

(河川賑わい空間創出事業)

大阪府が推進する水都大阪の再生に向けた河川賑わい空間創出事業に協力しました。

(1) 堂島川賑わい空間創出事業

堂島川水辺（堂島大橋から玉江橋間の左岸 400m区間）において、公的機関として河川敷を占用し、民間事業者に飲食店舗等を運営させるとともに、通路、広場等の維持管理を実施しました。

《中之島バンクス》

所在地	大阪市北区中之島 5 丁目地先 旧淀（大川）川左岸
民間事業者	株長古堂

(2) 八軒家浜賑わい空間創出事業

天満八軒家駐車場の管理運営並びに上部公園において日々の清掃、除草を実施し、八軒家浜の維持管理に協力しました。

《駐車場》 (III別表 事業実績明細表【2】2のとおり)

駐車場名	事 業 内 容	収容台数(台)	備 考
天満八軒家	時間制駐車場事業	132	
	月極駐車場事業	16	

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和元年6月11日

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

第四款 事業報告

第34条 法第百二十三条第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。
 - 一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）
 - 二 法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要
- 3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。